

下 関 市 耐 震 改 修 促 進 計 画

【 本 編 】

平成20年3月

下 関 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的	1
（1）計画の背景	1
（2）計画の目的	1
第2節 計画の位置付け等	2
（1）計画の位置付け	2
（2）計画期間	3
（3）対象建築物	3
第3節 想定される地震の規模、被害の状況	5

第2章 耐震診断及び耐震改修の目標

第1節 耐震化の現状	6
（1）住宅	6
（2）多数の者が利用する建築物等	7
（3）公共的な建築物	8
第2節 耐震改修等の目標の設定	10
（1）住宅	11
（2）多数の者が利用する建築物等	11
（3）公共的な建築物	12

第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 基本的な取り組み方針	14
（1）役割分担	14
① 県の役割	14
② 下関市の役割	15
③ 建築物所有者等	15
④ 建築関係技術者	16
⑤ 住宅・建築関係団体	16
⑥ 自主防災組織・自治会等	16
（2）事業の実施方針	17
（3）地震時の建築物の総合的な安全対策の方針	17
第2節 耐震診断及び耐震改修の助成制度等の設立	17
（1）耐震診断	18
（2）耐震改修	18
第3節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	18

(1) 消費者への情報提供	18
(2) 相談窓口	18
(3) 技術者育成	18
第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策	19
(1) 窓ガラスの落下防止対策	19
(2) 大規模建築物における天井崩壊対策	19
(3) エレベーターの閉じ込め防止対策	19
(4) ブロック塀の倒壊対策	20
(5) 延焼火災対策	20
第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路	20
第6節 重点的に耐震化すべき区域の設定	21
第4章 啓発及び知識の普及に関する施策	
第1節 地震防災マップの作成・公表	22
第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実	23
第3節 パンフレットの作成・配布、セミナー講習会の開催	23
第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	23
第5節 自主防災組織、自治会等との連携	23
第5章 多数の者が利用する建築物等への指導等の実施方針	
第1節 耐震改修促進法による指導等	24
(1) 指導、助言の方針	24
(2) 指示の方針	24
(3) 公表の方針	24
第2節 建築基準法による勧告又は命令	25
第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
第1節 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要	26
第2節 被災建築物応急危険度判定等の実施	26
第3節 目標年度までの実施スケジュール案	27

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

(1) 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行基準^{注1}」という。）を満足していない昭和56年5月以前の旧耐震基準^{注2}で建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じたことを契機として、これらの建築物を、現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法^{注3}」という。）が制定された。

その後、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）など、近年、各地で大規模な地震が群発し、いつどこで地震が発生してもおかしくない状況にある。また、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘されている。このため、地震による死傷者数を半減させること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から、平成17年11月に耐震改修促進法が改正（平成18年1月施行）され、都道府県は『耐震改修促進計画』の策定が義務づけられ、市町村では『耐震改修促進計画』の策定の努力義務が課せられることとなった。

(2) 計画の目的

「下関市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断^{注4}や現行基準を満足していない建築物の耐震改修^{注5}を総合的かつ計画的に進め、下関市（以下「本市」という。）における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

注1)
現行基準
(新耐震基準)

昭和53年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6月1日に施行された耐震基準。阪神・淡路大震災でも新耐震基準による建築物では大きな被害が少なかった。

注2)
旧耐震基準

昭和56年5月以前に用いられていた耐震基準。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。

注3)
耐震改修促進法

正式名称「建築物の耐震改修の促進に関する法律」。
阪神・淡路大震災の教訓から、既存建築物をより地震に強い建築物にするための改修を積極的に促進することを目的に、平成7年10月に制定された。
また、近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など大規模地震が頻発し、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生も切迫していることから、さらに、耐震改修を促進するため、平成18年1月に一部その内容が改正された。

第2節 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

本計画は、国土交通大臣が定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）（以下「国の基本方針^{注6}」という。）及び、「山口県耐震改修促進計画（平成19年3月）（以下「県計画」という。）」を勘案し、市内の既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示す計画であり、「下関市地域防災計画」の関連計画となるものである。

なお、本市の公共施設等の耐震化促進に係る諸施策・方針等は、本計画で位置付けるが、地震発生時の児童・生徒等の安全確保および地域住民の避難場所の機能強化という2つの大きな要素を持った市立小・中学校施設の耐震化については、独立して下関市立小・中学校耐震化計画によって整備を行う。また、その他の市有建築物の耐震化については、別途、計画を定め、整備を行う。

図1—計画の位置づけのイメージ



注4) 耐震診断 旧耐震基準の建築物について、図面や実施調査から、地震に対する強さを把握し、現行基準と同等の基準（耐震改修促進法に規定）に照らしあわせ、安全性を評価すること。

注5) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、建築物の耐震性の向上を目的に、柱・梁の補強、壁の増設、鉄骨ブレースなどによる補強工事を行うこと。

注6) 国の基本方針 平成18年の耐震改修促進法改正にあわせて、施行された、国土交通大臣が定める「耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）。
※詳細は、資料編P2を参照ください。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 箇年とする。
なお、必要に応じて概ね 3 年ごとに見直しを行うものとする。

(3) 対象建築物

本計画の対象とする建築物は、本市内の既存建築物すべてを対象とする。ただし、耐震化率の目標値を設定する建築物は、以下の建築物を対象とする。

- ① 住宅
- ② 多数の者が利用する建築物等^{注1}
(以下のいずれかに該当する建築物)
 - 1 多数の者が利用する建築物で、その用途により 1~3 階以上かつ延床面積 500~1,000 m²以上の建築物。※表 1 参照
 - 2 一定量以上の危険物を貯蔵又は処理を行う建築物。
 - 3 地震によって倒壊した場合に、県計画に定められた「地震発生時に通行を確保すべき道路」を閉塞させるおそれのある一定の高さを超える建築物。
- ③ 公共的な建築物^{注2}
(以下のいずれかに該当する建築物)
 - 1 災害対策本部施設 (庁舎、消防署等)
 - 2 医療救護活動施設 (病院等)
 - 3 避難収容施設 (体育館、学校等)
 - 4 応急対策活動施設 (消防機庫等)
 - 5 社会福祉施設等 (児童・障害・老人福祉施設等)
 - 6 被災者のための仮住居 (市営住宅等)

注 1) 多数の者が利用する建築物等 耐震改修促進法第 6 条第 1 項 1 号~3 号に掲げる用途・規模の要件に該当する建築物。
耐震性の有無に関わらずに、旧耐震基準と新耐震基準の双方を含む。耐震化率の算定や目標値の設定のために、定義した用語。耐震改修促進法において重点的に耐震化を進める建築物は特定建築物^{注3}とされている。

注 2) 公共的な建築物 庁舎、学校、病院、公営住宅等の地震などの災害が発生した場合に、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設となる建築物と、幼稚園、保育所、老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設などの災害時に利用者自らが、避難することが容易でない建築物。

注 3) 特定建築物 耐震改修促進法第 6 条第 1 項 1 号~3 号に掲げる用途・規模の要件に該当する建築物。旧耐震基準で、多数の者が利用するなど一定の用途と一定の規模以上の建築物。
「多数の者が利用する建築物等」との違いは、特定建築物は旧耐震基準の建築物のみを指し示す。

表 1—多数の者が利用する建築物等の一覧表

用 途		規模要件
1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 盲学校、聾学校若しくは養護学校 *屋内運動場の面積を含む
		上記以外の学校
2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
4	病院、診療所	
5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
6	集会場、公会堂	
7	展示場	
8	卸売市場	
9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
10	ホテル、旅館	
11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	
12	事務所	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
15	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
16	博物館、美術館、図書室	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
17	遊技場	
18	公衆浴場	
19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
21	工場（危険物の貯蓄場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
24	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	
25	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物
26	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	政令で定める高さを超える建築物（前面道路幅員によって異なる）

第3節 想定される地震の規模、被害の状況

下関市地域防災計画では山口県の「被害想定報告書」をもとに、「歴史地震」、「活断層による地震」の被害想定がされている。

(1) 歴史地震

山口県は、県内及びその周辺で過去発生し、県内に影響を及ぼすと考えられる地震記録を統計的に処理し、地震活動度は、今後も変わらないであろうという前提の下に算出した、100年期待値の地震被害状況の予測を行っている。

これは、生涯に1度遭遇するかどうかの最大級の地震と考えられ、これに基づく被害状況の予測結果は、以下のとおりであり、震度階級では、震度4～5に相当する地震動が想定されている。

表2—100年期待値の地震被害状況の予測結果

	予 測 被 害 状 況							
	全壊家屋数		半壊家屋数		出火件数	死者数	負傷者数	り災者数
	木造	非木造	木造	非木造				
山口県	92戸	2戸	2,578戸	157戸	32件	13人	1,110人	7,290人
本市	2戸	0戸	167戸	1戸	3件	0人	125人	452人

注) 地震危険度解析による本市の推定震度： 震度 4～5強

(2) 活断層による地震

山口県は、確実度^注、規模、地域特性を考えて、本市に存在する活断層である菊川断層を対象とした被害状況の算定を行っている。

また、菊川断層が動いて地震が起こったときの地震規模は、マグニチュード7.6程度以上、本市での震度は震度5弱～6強になると予想されている。

注) 確実度：活断層の存在の確かさ

(3) 東南海・南海地震

中央防災会議^注では、今世紀前半に発生が懸念されている巨大地震として「東南海・南海地震」の被害想定を行っている。

これによると、本市での震度は震度4程度になると想定されている。

注) 中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議

第2章 耐震診断及び耐震改修の目標

第1節 耐震化の現状

(1) 住宅

平成15年住宅・土地統計調査によると本市内の住宅総数は111,280戸あり、うち居住世帯がある住宅数は96,970戸である。

このうち耐震化の対象となる昭和56年以前に建築された住宅は、約48,700戸(50%)で全国平均(39%)に比べて割合が高く、特に耐震化の対象となる住宅のうち、木造住宅は約35,000戸(72%)でその大半を占める。

市内の耐震診断の実施状況に関する統計データがないため、全国平均の耐震診断の実績値をもとに、居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率^注を推計すると**約67%**で全国平均(約75%)を下回る水準となっている。

$$\text{注) 耐震化率} := \frac{\text{耐震性有 住宅戸数}}{\text{全ての住宅戸数}}$$

耐震性有：昭和57年以降の住宅及び昭和56年以前の住宅で耐震化工事を実施したもの、並びに、全国平均の耐震診断の実績値を利用して算出した昭和56年以前の住宅で耐震性有りと推計されるもの

耐震性無：全国平均の耐震診断の実績値を利用して算出した昭和56年以前の住宅で耐震性無しと推計されるもの

表3—居住世帯がある住宅の耐震化の状況(推計)

	全戸数	うち耐震性有り	耐震化率
戸建て住宅	55,010戸	26,550戸	約48%
共同住宅等	41,950戸	38,190戸	約90%
合計	96,970戸	64,740戸	約67%

- 注) ・平成15年住宅・土地統計調査による。
・共同住宅等：戸建て住宅以外の住宅。共同住宅、長屋住宅など。
・推計値のため、合計値は合わない。

(2) 多数の者が利用する建築物等

多数の物が利用する建築物等（地震発生時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物は除く（以下同じ））は、市有と民間のものを合わせ、本市内に1,707棟あり、そのうち耐震性があるとされる建物は816棟で、耐震化率^{注1}は**約48%**と全国平均（約75%）を下回っている^{注2}。

昭和56年以前に建築されて耐震化されていない多数の者が利用する建築物等は、891棟（約52%）であるが、そのうち耐震診断を実施した市有建築物は170棟（約24%）であり、耐震診断が進んでいないために、耐震性が確認されていない建築物が多く存在している。

所有者別に比べて見ると、民間に比べ市有の方が、昭和56年以前に建築された建築物の割合が高いため、耐震化率が低くなっている。

$$\text{注1) 耐震化率} = \frac{\text{耐震性有 多数の者が利用する建築物棟数}}{\text{全ての多数の者が利用する建築物棟数}}$$

耐震性有：昭和57年以降の建築物、並びに、昭和56年以前の建築物で耐震診断を実施し耐震性有と判定されたもの及び耐震改修済みのもの

耐震性無：昭和56年以前の建築物で耐震診断未診断のもの及び耐震診断を実施し耐震性無と判定されたもの

注2) ただし、全国平均の耐震化率は、昭和56年以前の建築物で耐震診断未診断のものうち、耐震診断の実績値を参考に約半数は耐震性有としていることや、危険物貯蔵の建築物は含まれていないため、一概に比較することはできない。

表4—多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況

建物用途	全棟数	耐震性無	耐震性有		耐震化率
		昭和56年以前	昭和56年以前	昭和57年以降	
多数の者が利用する建築物	1,401棟	704棟	7棟	690棟	約50%
危険物貯蔵所	306棟	187棟	0棟	119棟	約42%
通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物 ^注	—	—	—	—	—
合計	1,707棟	891棟	7棟	809棟	約48%

注) ・平成19年度下関市調べによる。

・耐震性有は昭和57年以降の建築物、並びに、昭和56年以前の建築物で耐震診断を実施し耐震性有と判定されたもの及び耐震改修済みのもの。

・第3章第5節参照

表 5—多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況（所有者別）

所有者	全棟数	耐震性無	耐震性有		耐震化率
		昭和 56 年以前	昭和 56 年以前	昭和 57 年以降	
市 有	507 棟	315 棟	7 棟	185 棟	約 38%
民 間	1,200 棟	576 棟	0 棟	624 棟	約 52%
合 計	1,707 棟	890 棟	7 棟	809 棟	約 48%

注) ・平成 19 年度下関市調べによる。

- ・耐震性有は昭和 57 年以降の建築物、並びに、昭和 56 年以前の建築物で耐震診断を実施し耐震性有と判定されたもの及び耐震改修済みのもの。
- ・民間については、建築物の耐震診断の進捗及び診断結果が、現時点不明のため、昭和 56 年以前は、すべて耐震性無としている。

表 6—昭和 56 年以前に建築された多数の者が利用する建築物等の耐震診断・耐震改修の実施状況（市有）

所有者	全棟数	耐震診断済	耐震性有		
			診断の結果耐震性有	耐震改修済	計
市 有	322 棟	170 棟	1 棟	6 棟	7 棟

（3）公共的な建築物

公共的な建築物とは、庁舎、学校、病院、公営住宅等の地震などの災害が発生した場合に、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設となる建築物と、幼稚園、保育所、老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設などの災害時に利用者自らが、避難することが容易でない建築物のことをいい、市有のもので 779 棟あるが、そのうち耐震性があるとされる建物は 364 棟で、耐震化率^注は約 47%となっている。うち、最も優先して耐震化を行う必要がある「多数の者が利用する建築物等」は 454 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建物は 163 棟で、耐震化率は**約 36%**となっている。

昭和 56 年以前に建築された公共的な建築物は、422 棟（約 54%）であるが、そのうち耐震診断を実施した建築物は 171 棟（約 41%）であり、耐震診断が進んでいないために、耐震性が確認されていない建築物が多く存在している。

注) 耐震化率：＝
$$\frac{\text{耐震性有 建築物棟数}}{\text{全ての建築物棟数}}$$

耐震性有：昭和 57 年以降の建築物、並びに、昭和 56 年以前の建築物で耐震診断を実施し耐震性有と判定されたもの及び耐震改修済みのもの

耐震性無：昭和 56 年以前の建築物で耐震診断未診断のもの及び耐震診断を実施し耐震性無と判定されたもの

図 2—下関市の所有する建築物のイメージ

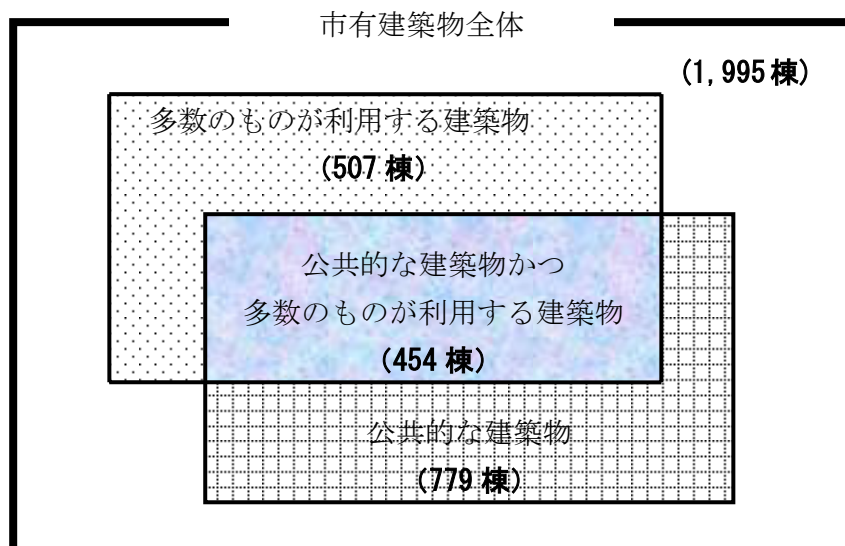


表 7—公共的な建築物の耐震化の状況

	全棟数	耐震性無	耐震性有		耐震化率
		昭和 56 年以前	昭和 56 年以前	昭和 57 年以降	
全 体	779 棟	415 棟	7 棟	357 棟	約 47%
うち多数の者が利用する建築物等	454 棟	291 棟	7 棟	156 棟	約 36%

注) ・平成 19 年度下関市調べによる。

・耐震性有は昭和 57 年以降の建築物、並びに、昭和 56 年以前の建築物で耐震診断を実施し耐震性有と判定されたもの及び耐震改修済みのもの。

表 8—昭和 56 年以前に建築された公共的な建築物の耐震診断・耐震改修の実施状況（市有）

	全棟数	耐震診断済		耐震性有		
		棟数	%	診断の結果耐震性有	耐震改修済	計
全 体	422 棟	171 棟	41%	1 棟	6 棟	7 棟
うち多数の者が利用する建築物等	298 棟	165 棟	55%	1 棟	6 棟	7 棟

第2節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針では、平成27年度までに、全国の住宅及び多数の者が利用する建築物等の現状耐震化率約75%を、少なくとも約90%とすることを目標としている。

山口県は、現状耐震化率は住宅で約66%、多数の者が利用する建築物等で約61%と全国平均に比べ低い状況にあるが、施策効果等を考慮し目標耐震化率を住宅は約90%、多数の者が利用する建築物等は約80%としている。

本市では、現状耐震化率は住宅で約67%、多数の者が利用する建築物等で約48%と全国平均に比べ低い状況にあるが、山口県と同様に、施策効果等を考慮し目標耐震化率を住宅は**約90%**、多数の者が利用する建築物等は**約80%**とする。

なお、耐震化の目標数値については、定期的に検証することとし、民間建築物については概ね3年ごと（除却届けや定期報告等を活用）に、市有建築物については国の調査^注に併せて毎年、住宅については「住宅・土地統計調査に併せて5年毎に実態の把握を行い、必要に応じて見直すものとする。

注）建築物の耐震診断、改修の状況調査（国土交通省）

表9—住宅及び多数の者が利用する建築物等の目標（国、山口県、本市の比較）

		現状耐震化率	目標耐震化率 (平成27年度)
住宅	国	約75%	
	山口県	約66%	約90%
	本市	約67%	約90%
多数の者が利用する 建築物等	国	約75%	約90%
	山口県	約61%	約80%
	本市	約48%	約80%

- 注）
- ・住宅の現状耐震化率は、平成15年住宅・土地統計調査による。
 - ・多数の者が利用する建築物等の本市の現状耐震化率は、平成19年下関市調べによる。
 - ・多数の者が利用する建築物等のうち、国は「危険物貯蔵」、「通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物」、山口県・本市は「通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物」を除く値。
 - ・目標耐震化率は、過去のトレンド等からの推計によるものに、今後の施策効果等を加えたもの。
 - ・本市の目標耐震化率は、山口県と同じ値。

(1) 住宅

住宅の耐震化率について、過去における年代別住宅数の推移や耐震改修実績、施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率約 67%を平成 27 年度までに、**約 90%**以上とすることを目標とする。

この目標を達成するためには、現状の居住世帯がある住宅数約 97,000 戸のうち、耐震性がない住宅約 33,000 戸を約 9,600 戸まで減少させる必要がある。

表 10—住宅の目標

	現状		目標（平成 27 年度）
全体	約 97,000 戸	⇒	約 95,600 戸
うち耐震性有	約 64,000 戸 (約 67%)		約 86,000 戸 (約 90%)
うち耐震性無	約 33,000 戸 (約 34%)		約 9,600 戸 (約 10%)

注) 目標耐震化率は、山口県と同じ値。

(2) 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等は、現状の耐震化率約 48%を平成 27 年度までに、**約 80%**以上とすることを目標とする。

表 11—多数の者が利用する建築物等の目標（所有者別）

	現状				目標耐震化率 (平成 27 年度)
	全棟数	耐震性有	耐震化率	⇒	約 80%
市有	507 棟	192 棟	約 38%		約 80%
民間	1,200 棟	624 棟	約 52%		約 80%
合計	1,707 棟	816 棟	約 48%		

注) 目標耐震化率は、山口県と同じ値。

表 12—多数の者が利用する建築物で重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化すべき建築物	具体例
多数の者が利用する建築物等 ① 多数のものが利用する建築物 ② 危険物貯蔵 ③ 通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物	映画館、百貨店 ボーリング場、遊技場 ホテル、マンション オフィスビル 工場、鉄道駅 など

(3) 公共的な建築物

公共的な建築物は、最も優先して耐震化を行う必要がある「多数の者が利用する建築物等」を対象に目標値を設定する。

全体では耐震化率約 36%を平成 27 年度までに、**約 80%以上**とすることを目標とし、各用途別に表 13 のとおり設定する。

表 13—公共的な建築物の目標（市有の建築物で多数の者が利用する建築物等、用途別）

	現状耐震化率	目標耐震化率 (平成 27 年度)
全体（耐震性有 162 棟/全 454 棟）	約 36%	約 80%
学校（小学校、中学校）	約 32%	約 70%
高等学校、大学	約 57%	約 95%
体育館 ^注	100%	—
集会場・公会堂	約 32%	約 90%
病院	約 33%	約 90%
庁舎、公益上必要な建築物	約 41%	約 90%
市営住宅	約 40%	約 95%
幼稚園、保育所	約 8%	約 90%
老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設	約 40%	約 95%

注) 一般公共の用に供されるもの。学校・高等学校・大学内の体育館は、それぞれ「学校」、「高等学校、大学」に含まれる。

表 14—公共的な建築物で重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化すべき建築物	具体例
公共的な建築物 ① 災害対策本部施設（庁舎、消防署等） ② 医療救護活動施設（病院等） ③ 避難収容施設（体育館、学校等） ④ 応急対策活動施設（消防機庫等） ⑤ 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等） ⑥ 被災者のための仮住居（市営住宅等）	①庁舎、消防署 ②病院 ③学校、体育館、集会場、公会堂 ④上下水道局庁舎、消防機庫 ⑤老人ホーム、福祉施設 幼稚園・保育所 ⑥市営住宅

市有建築物は、下表の用途・規模等の区分から定める優先性を基本的な考え方とし耐震化を推進する。

建築物を管理する各局部課は、下表を基本に耐震診断・耐震改修を計画的に実施していくものとするが、耐震診断の結果、耐震性能の低いものや地盤の揺れやすい地域、重点的に耐震化すべき区域（第3章第6節参照）に存在するものなどは、適宜優先して耐震化を図るものとする。

表 15—市有建築物の耐震化の優先性の基本的な考え方

優先性	優先性の考え方	具体例
高	1 多数の者が利用する建築物等かつ公共的な建築物。又は、公共的な建築物のうち災害対策本部施設（庁舎・消防署等）に該当するもの	下関市役所本庁舎・各総合支所（菊川、豊田、豊浦、豊北）、下関市消防局（各消防署、各出張所）病院、小・中学校（比較的規模の大きいもの）、市営住宅（比較的規模の大きいもの） など
中	1 高に該当しない、多数の者が利用する建築物等	図書館、集会場 など
	2 高に該当しない、公共的な建築物かつ200㎡以上又は2階建て以上の建築物	小・中学校（比較的規模の小さいもの）、市営住宅（比較的規模の小さいもの）、集会所（比較的規模の大きいもの） など
低	1 高・中に該当しない、公共的な建築物	集会所（比較的規模の小さいもの）、消防機庫 など

第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 基本的な取組み方針

山口県、下関市、建築物所有者、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自主防災組織・自治会等（以下「自治会等」という。）は、以下に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震診断及び耐震改修を進める。

（1）役割分担

① 山口県の役割

山口県は広域的な観点から、自ら又は市町及び関係団体と連携しながら以下の施策を行う。

1	耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定 ・ 県計画の策定、見直し
2	耐震診断及び耐震改修等の実施 ・ 県有建築物の耐震改修等の計画的な実施 ・ 民間建築物の耐震診断・耐震改修等の促進 ・ 「耐震改修促進法」に規定する特定建築物に対する指導・助言・指示・公表 ・ 耐震改修促進法に規定する所管建築物に対する耐震改修計画の認定
3	建替えの促進、耐震診断の普及による所有者等の意識向上 ・ 耐震診断・耐震改修に関するパンフレットの作成、配布 ・ 耐震診断・耐震改修に関する講習会等の実施
4	技術者養成・把握 ・ 耐震診断等に係る技術者の養成・把握 ・ 耐震診断等に対する専門家の養成・把握
5	所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等 ・ 耐震改修等相談会、耐震講習会等の実施 ・ 広域的な地震防災マップによる注意喚起 ・ 所有者等に対する普及啓発、情報提供 ・ 耐震相談窓口の設置・運営
6	市町、住宅・建築関係団体との連携 ・ 市町、住宅・建築関係団体等との協議会の設置、市町間調整等 ・ 住宅・建築関係団体との連携による耐震診断・耐震改修に関する技術者の養成 ・ 市町、住宅・建築関係団体等への情報提供、技術的支援等

② 下関市の役割

市は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進のための施策を行うことが重要である。また、住民、自治会等が行う耐震診断・耐震改修を支援し、連携して以下のことを実施する。

1 耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定 <ul style="list-style-type: none">・本計画の策定、見直し
2 耐震改修等の実施、促進 <ul style="list-style-type: none">・市有建築物の耐震改修等の計画的な実施・民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進・特に耐震改修の必要な建築物の設定及び耐震改修等の誘導 (以下は所管行政庁 ^注 としての施策) <ul style="list-style-type: none">・「耐震改修促進法」に規定する特定建築物に対する指導・助言・指示・公表・「耐震改修促進法」に規定する所管建築物に対する改修計画の認定
3 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等 <ul style="list-style-type: none">・耐震診断・耐震改修等相談窓口の設置・運営・所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等・自治会組織との連携による建築物の耐震性向上、家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施・地震防災マップの策定による注意喚起（山口県が策定するものよりも詳細なマップ）
4 山口県、建築関係団体との連携 <ul style="list-style-type: none">・山口県、建築関係団体等との連携体制の構築

注) 所管行政庁：建築主事を置く市町の区域においては当該市町の長をいい、その他の市町においては知事をいう。耐震改修促進法において建築物の耐震診断・耐震改修等の指示を行う行政庁で、本市は所管行政庁に該当する。

③ 建築物所有者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取組むことが不可欠であり、所有者等は以下のことを実施する。

1 建築物の耐震化の促進等 <ul style="list-style-type: none">・自らが所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施・耐震診断の結果を踏まえた建替、耐震改修の実施
--

④ 建築関係技術者

山口県、下関市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切なアドバイス等、以下のことを実施する。

1 所有者等に対する普及啓発、情報提供
・所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言
2 耐震改修等の実施
・耐震改修等の業務の適切な実施
3 技術の向上、研鑽
・耐震診断・耐震改修等の講習会等の受講、受講者名簿への登録
・耐震診断・耐震改修等に関する技術の向上、研鑽

⑤ 住宅・建築関係団体

山口県、下関市が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者、技術者及び行政等と連携し、以下のことを実施する。

1 所有者等に対する普及啓発、情報提供
・耐震改修等相談窓口の設置・運営
・耐震講習会等の実施
2 技術者の養成
・耐震診断・耐震改修等に関する技術者研修の実施等
3 耐震診断業務の促進
・耐震診断を行う者に対する情報提供
・耐震診断アドバイザー派遣等
4 山口県、下関市との連携
・耐震診断・耐震改修の促進のための山口県、市への協力

⑥ 自主防災組織、自治会等

建築物の耐震化の促進については、地域自らの問題として自治会等は、以下のことを実施する。

1 普及啓発、情報提供
・建築物の耐震性向上のための自治活動等、家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施

(2) 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠である。

市は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、山口県と連携して所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度などにより住宅・建築物の耐震化を進めるものとする。

(3) 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

平成 17 年の福岡県西方沖地震や宮城県沖地震などでみられるように、地震の発生により窓ガラスや天井といった建築物の 2 次部材の落下等による人身事故や、ブロック塀の倒壊、エレベーター内の閉じ込め等事故が起きている。地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化だけでなくこれらの 2 次部材等の耐震化も図る必要がある。

このため、建築基準法に基づく定期報告^{注1} 対象建築物については、定期報告の提出時や防災査察等の機会をとらえて、現行基準に適合していないと考えられる建築物に対して、耐震改修等を行うように指導・助言するなどの措置を講じる。

なお、現在、定期報告対象建築物となっていない体育館等については、地震災害時に避難場所等になることが想定されることから、機会を捉えて耐震性向上のための指導・助言を行うこととする。

注 1) 定期報告：病院、劇場、映画館、店舗等の建築物のうち特定行政庁^{注2}が規則で指定する一定規模以上の建築物の所有者等は、一級建築士等の有資格者に建物の状況（損傷、腐食その他の劣化の状況の点検等）の調査をさせ、その結果を特定行政庁に報告する制度。

注 2) 特定行政庁：全ての建築物の建築確認・検査及び許可・承認業務等を行う行政庁。
本市は特定行政庁に該当する。

第 2 節 耐震診断及び耐震改修の助成制度等の設立

平成 27 年度までの今後 8 年間で耐震化率を目標数値までに引き上げるためには、昭和 56 年 5 月以前に建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替を促進させる必要がある。

昭和 56 年 5 月以前の建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明である。このため、耐震性の判断がされず耐震改修や建替えが促進していないと推測される。

また、平成 18 年度に山口県が実施したアンケート調査結果や、県計画案に係る意見募集では、建物所有者自らの資金で行うことには限界があり、耐震診断・耐震改修を行うための助成制度の創設が求められている。

このため、耐震診断及び耐震改修をより一層促進するために、山口県と協力して、国の補助事業等を活用した助成制度により住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

(1) 耐震診断

平成 20 年 3 月現在、本市では、木造住宅の耐震診断の費用の一部を補助する下関市木造住宅耐震診断事業を平成 19 年 6 月から実施している。今後は、昭和 56 年 5 月以前の多数の者が利用する建築物等に対する助成制度の設立も検討する。

(2) 耐震改修

平成 20 年 3 月現在、本市では、耐震改修の費用の一部を補助する事業は実施していない。

今後は、昭和 56 年 5 月以前の木造住宅及び多数の者が利用する建築物等に対する助成制度の設立を検討する。

第 3 節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 消費者への情報提供

① 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震被害の状況や耐震診断問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットやリフォームにあわせた住宅の耐震改修の方法を紹介する事例集を市内の各相談窓口を設置するとともに、ホームページ（以下「HP」という。）等で紹介する。また、各種セミナー等においても活用することとする。

② 優良技術者の紹介

講習会の受講修了者を掲載した「山口県木造住宅耐震診断・耐震改修技術者名簿」を市内の相談窓口、HP 等において閲覧ができるようにするなどし、優良な技術者の情報提供を行う。

③ 耐震性がある建築物の情報提供

耐震改修等の実施の有無の判断を容易にするため、定期報告対象建築物については、定期報告の提出書類として耐震改修の有無等の書類の提出を求め、その情報を一般に閲覧可能とする。

(2) 相談窓口

市において耐震診断・耐震改修等の相談を受けられる体制を充実する。また、相談を受ける市の職員のレベルアップのための研修会を山口県と協力して実施する。設置している相談窓口は、第 4 章第 2 節に記載。

(3) 技術者育成

耐震診断を行う技術者や耐震改修工事を行う技術者向けの講習会を、山口県と協力して開催する。

第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 窓ガラスの落下防止対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正^注された。

その後、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

このため、現行の基準に適合しない窓ガラスを有する建築物については、定期報告の提出時や防災査察、防災パトロール等の実施時に改修・改善等指導する。

注) 建築基準法関連告示改正：昭和 53 年に屋外に面したはめころし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないような基準が改正された。

(2) 大規模建築物における天井崩壊対策

平成 14 年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の触れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準（「大規模建築物の天井崩落対策について(技術基準)」(平成 15 年 10 月 15 日付け国住指発第 2402 号))が作成された。

その後、平成 17 年 8 月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。

このため、技術基準に適合していない建築物については、耐震改修等の大規模な修繕時を捉え、技術基準に適合するように既存建築物の所有者・管理者に対して必要な指導・助言を行う。

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要がある。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998 年以降の「昇降機耐震設計・施工指針」^注（以下「新指針」）によるエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。

このため、新指針に適合しない既存エレベーターの所有者等に対して、新指針と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管制運転装置の設置も合わせて指導する。

注) 昇降機耐震設計・施工指針：建設省（現国土交通省）から委託を受けた（財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施工についての一般的な指針を定めたもの。

(4) ブロック塀の倒壊対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことなどによりブロック塀に関する基準が改正された。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人的被害が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要がある。

このため、自治会等の組織を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自治会等による危険マップの作成に対し、市が協力を行うなど危害防止対策を講じる。

また、ブロック塀の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時に倒壊しないような工法への転換をPRする。

(5) 延焼火災対策

震災時には、建物の倒壊だけでなく火災発生の危険性もあるが、現在、市では、既に、都市計画において、危険性の高い区域において、防火地域・準防火地域を指定し、耐火構造・準耐火構造を義務付け、建築物の不燃化を推進している。

ただし、老朽建築物などの建替えが停滞している場合は、市街地再開発事業や土地区画整理事業を検討し、積極的に建築物の不燃化を進めていくことも必要と考えられる。

第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震による建築物の倒壊によって、緊急車両等の通行を妨げることがないように、地震発生時に通行を確保すべき道路を定め、図3に示すような、道路を閉塞するおそれのある一定の高さを超える建築物の耐震化を促進する。また、指定した道路や、道路を閉塞するおそれのある建築物の概要を掲載したリーフレット等を作成し、市の相談窓口やHP等で、住民へ周知する。

本計画においては山口県で指定した道路及び下関市で指定する道路^{注2)}を耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する道路とする。

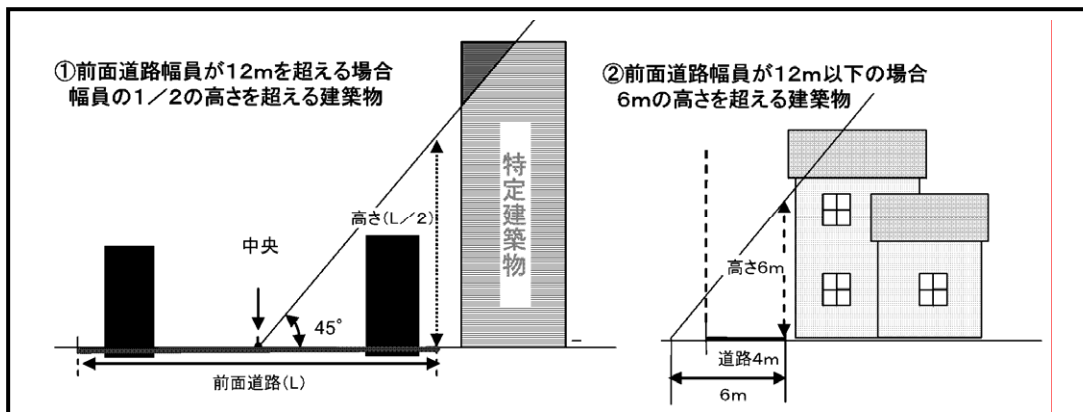
なお、県計画では、県計画で指定する道路^{注1)}のほか、市町の耐震改修促進計画で指定する道路^{注2)}も、県計画に定める耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する道路とみなすものとしているため、本計画で指定するものとする。

注1) 山口県は、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」の第一次緊急輸送道路を中心に、平成19年度中に指定を行う予定。

注2) 本市においては、平成20年度に指定を行う予定。

図3—道路を閉塞するおそれのある建築物の概要

注) 耐震改修促進法第6条第1項第3号の特定建築物



第6節 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、震災時の被害を軽減させる観点から次の区域を設定する。

緊急輸送道路沿道区域（人命救助や物資の供給などの緊急輸送を円滑かつ確実に行うために指定する区域。）

今後、上記の区域での耐震化を、リーフレット・HP等で、住民に啓発していくものとする。

注)
特定建築物

耐震改修促進法第6条第1項1号～3号に掲げる用途・規模の要件に該当する建築物。旧耐震基準で、多数の者が利用するなど一定の用途と一定の規模以上の建築物。

「多数の者が利用する建築物等」との違いは、特定建築物は旧耐震基準の建築物のみを指し示す。

耐震改修促進法第6条第1項に掲げる建築物

第1号 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

第2号 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

第3号 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

第4章 啓発及び知識の普及に関する施策

第1節 地震防災マップの作成・公表

建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地域の危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）を作成し、公表する。

参考：地震防災マップとは？

地震防災マップは、その地域において発生するおそれのある地震やそれによる建物被害の可能性を住民に、理解しやすく、身近に感じられるように詳細な情報が記載されたものです。

国の基本方針や県計画では、住民への啓発の有効な手段として、住宅の耐震化の重要な施策の1つとして位置付けられています。

地震防災マップには、主として、地盤の揺れやすさを震度階で表した「揺れやすさマップ」と、この揺れやすさマップを利用して立地する建築物の建築年度から建物の倒壊の危険性等を評価した「地域の危険度マップ」の2種類があります。この2つのマップは、ともに、50mメッシュを基本単位として作成し、住民が、マップを見て、自身の住む地の地震の危険性を感じ取ってもらうことを意図しています。

図4—揺れやすさマップの例（鳴門市）出典：内閣府

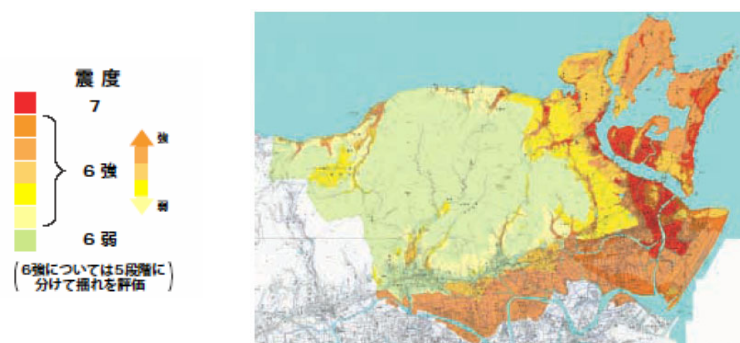
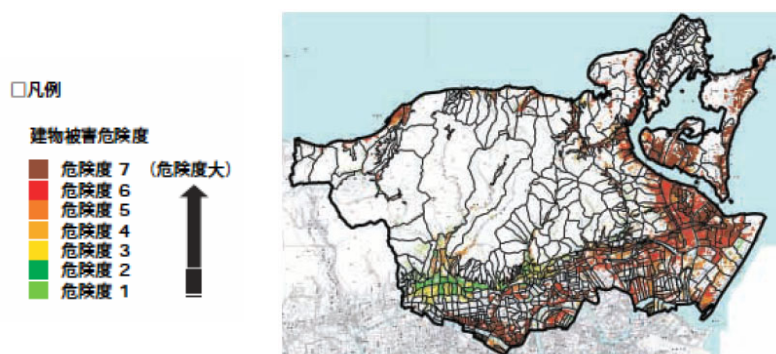


図5—地域の危険度マップの例（鳴門市）出典：内閣府



第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

住民等の相談に適切に対応するため、市の建築指導課に耐震診断、耐震改修、助成制度等の相談窓口を設置し、パンフレット等の充実を図る。また、市のHPに耐震専用サイトの新設を検討する。

表 16—相談窓口一覧

	窓口名称	電話番号
下関市	建築指導課	0832-31-2065
山口県	山口県 土木建築部 建築指導課 指導班	083-933-3835
	〃 住宅課 民間住宅班	083-933-3883
	下関土木建築事務所 建築住宅課	0832-23-7101
	きらめき住まいづくりセンター	083-932-6800

注) 山口県は、上表に示す窓口の他、県内の各土木事務所に窓口を設置している。

第3節 パンフレットの作成・配布、セミナー講習会の開催

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや効率的な耐震改修の提案として、リフォームにあわせた住宅耐震改修法を紹介する事例集を相談窓口を設置するとともに、HP等で紹介する。また、各種セミナー等においても活用することとする。

第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、HPやセミナー等を活用して、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

第5節 自主防災組織、自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域はみなで守る」ことであるので、自治会等单位で地震についての対策を講じることが重要である。また、地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、住民に最も身近な自治体である市が、地域の自治会等と連携して対策に取り組むことが必要である。

自治会との連携活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去、家具の転倒防止等の取り組みを行う。

山口県：市に対する支援、技術的支援や耐震化に対する情報提供等

市：自治会等に対する支援、自治会等と協働による地域の点検、地域毎での普及啓発活動等

自治会等：住民同士の連携の強化、回覧板や掲示板等による情報の提供、防災訓練の実施等

第5章 多数の者が利用する建築物等への指導等の実施方針

第1節 耐震改修促進法による指導等

所管行政庁である市は、耐震性が不十分と想定される昭和56年5月以前に建築された全ての多数の者が利用する建築物等の所有者・管理者に対して、耐震診断等を行い耐震化の状況調査をするなどの指導をし、耐震診断の結果、耐震性が無い建築物については、その所有者・管理者に対して耐震改修等の対策を行うよう指導することとする。

指導に当たっては、優先的に指示を行うべき建築物から順に立入調査等適切な指導を行い、耐震化についての助言等を行う。

また、その建築物の耐震化に係る計画等の報告を受け、進捗状況について管理し、適切な指導を継続して行うこととする。

(1) 指導、助言の方針

① 指導、助言を行う建築物

耐震改修促進法第6条第1項各号に規定する建築物とする。

② 指導の方法

「指導」及び「助言」は、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応じる方法で行う。

(2) 指示の方針

① 指示を行う建築物

耐震改修促進法第7条第2項に規定する建築物とする。耐震改修の指示を行う場合は、原則として、「用途」と「耐震性能」を勘案して行うものとする。

② 指示の方法

指導及び助言を行っても耐震診断・耐震改修を実施されない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行う。

(3) 公表の方針

① 公表を行う建築物

所管行政庁による指示に従わず、耐震診断・耐震改修が行われない場合には、その利用者や周辺の住民に対してその危険性を明らかにする必要がある。そのことが指示の実効性を確保する上で有効であることから、社会的影響が大きいと予想されるものや所有者・管理者が正当な理由がなく指示に従わなかった場合には、社会的責任を果たさなかったものとして、その旨を公表することを検討する。

② 公表の方法

「公表の方法」については、法に基づく公表であることや、住民に広く周知

できることなどから、今後の対策に結びつくこと等を考慮する必要があり、市のHPへの掲載だけでなく、山口県や下関土木建築事務所において掲示を行い、住民が閲覧できるようにする。

第2節 建築基準法による勧告又は命令

所管行政庁である市は、耐震改修促進法第7条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、次の措置を行う。

- ① 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項による命令
- ② 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の勧告や同条第2項の命令

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

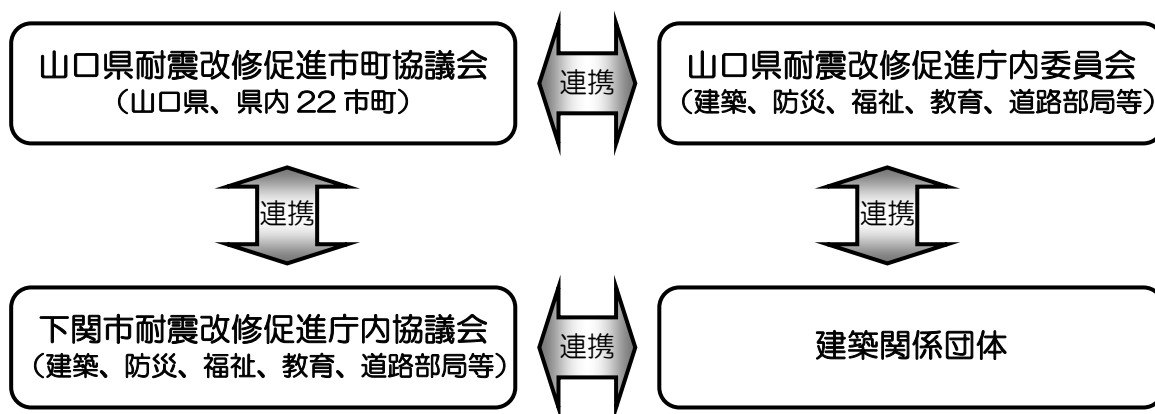
第1節 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要

平成19年に県と市町とが連携して建築物の耐震化の促進に取り組むために、「山口県耐震改修促進市町協議会」を設置し、県内の建築物の耐震診断・耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行っている。

また、市庁内においては、同年に「下関市耐震改修促進庁内協議会」、県庁内においては「山口県耐震改修促進庁内委員会」を設置し、建築物の耐震診断・耐震改修の促進に関して連携を図っている。

併せて、(社)山口県建築士会・下関支部をはじめ市内の住宅・建築関係団体に対して、耐震診断・耐震改修等の促進に協力を要請し、連携を強化する。

図6—関係団体等による連携のイメージ



第2節 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

第3節 目標年度までの実施スケジュール案

目標達成に向けた、平成 27 年度までの、実施スケジュール案は下表のとおり。必要に応じ見直すものとする。

なお、本計画の期間は、平成 20 年度からとしているが、平成 19 年度に既に実施に取り組んでいる施策もあるため、併せて整理している。

表 17—平成 27 年度までの実施スケジュール案

実施内容	実施年度（平成）								
	19	20	21	22	23	24	25	26	27
下関市耐震改修促進計画の策定	■								
〃 見直し				■			■		
重点的・優先的に耐震化すべき市有建築物	別途計画を定め計画的に実施								
耐震診断	別途計画を定め計画的に実施								
耐震改修	別途計画を定め計画的に実施								
庁内協議会	進捗状況を確認するため毎年実施								
耐震診断及び耐震改修の助成制度等の設立	継続								
木造住宅の耐震診断	■								
木造住宅の耐震改修		■							
多数の者が利用する建築物等の耐震診断			■						
多数の者が利用する建築物等の耐震改修				■					
安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	適宜実施								
消費者への情報提供（啓発用リーフレットや耐震改修事例集、優良技術者の紹介、耐震性がある建築物の情報提供）	適宜実施								
相談窓口の職員のレベルアップのための講習会	適宜実施								
耐震診断・耐震改修の技術者育成	適宜実施								
地震時の建築物の総合的な安全対策	適宜実施								
窓ガラスの落下防止対策	定期報告時等に、適宜指導・助言を行う								
大規模建築物における天井崩壊対策	定期報告時等に、適宜指導・助言を行う								
地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策	定期報告時等に、適宜指導・助言を行う								
ブロック塀の倒壊防止対策	定期報告時等に、適宜指導・助言を行う								
生垣・安全な工法のPR	適宜実施								
自治会等との連携（周知、危険マップ作成）	適宜実施								
延焼火災対策	適宜、市街地総合整備事業・区画整理事業を推進								
地震発生時に通行を確保すべき道路	適宜実施								
道路の指定	適宜実施								
沿道建築物の調査	適宜実施								
リーフレットの作成・配布・HP掲載	適宜実施								
重点的に耐震化すべき区域	適宜実施								
リーフレット・HPによる住民への啓発	適宜実施								
啓発及び知識の普及	適宜実施								
地震防災マップの作成	適宜実施								
地震防災マップの公表	窓口にリーフレットを設置、HP・広報誌掲載								
相談窓口の設置	設置を継続								
リーフレットの作成・配布・HP掲載	適宜実施								
リフォームにあわせた耐震改修の誘導	適宜実施、窓口にリーフレットを設置、HP掲載								
自主防災組織・自治会との連携	住民へ啓発するため定期的・継続的に連携								
多数の者が利用する建築物等への指導・助言・指示、公表	適宜実施								
関係団体との連携	適宜実施								